

**鳥取県告示第344号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月12日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
有限会社岡本薬局 代表取締役 岡本 清一	鳥取市立川町六 丁目248	有限会社岡本薬局	鳥取市立川町六丁目 248	介護予防居宅 療養管理指導	平成21年4月 30日